

(第十九部)

第二回 参議院議院運営委員会會議録第四十九号

昭和二十三年六月十五日(火曜日)午前
十時二十九分開会

本日の会議に付した事件

○議案の付託に関する件

○社会革新党の控室に関する件

○政治資金規正法案(衆議院提出)

○委員長(木内四郎君) 只今より会議
を開きます。先ず議案の付託について
お諮りいたします。議事部長。

○参事(寺光忠君) 六月十二日に財政
法第十五條第四項の規定によつて昭和
二十二年年度國庫債務負担行為總額書を
別紙の通り報告するといふので出て参
つておりますが、これは今度の新らしい
財政法による初めての事例でございます
ますので、一應お諮りいたします。財政
法の第十五條によりまして、國庫債務
負担行為を行う大きな枠が予算の上で
一應決められて、その予算の範囲
内において現実に負担行為を行なつた
その調査を毎年報告しろ。こういうこ
となのでございます。それで二十二年
度についての報告書が出ましたのでご
ざいます。本件は決算委員会に付託
せられたという意見と、もう一点
は、決算委員会に付託いたしました場
合に、議案の扱いといたしまして、例
えば過去において國有財産の増減總計
算書といふようなものの報告書が出ま
した際に、やはり委員長報告などがあ
りまして、そうしてハウスの承認とい
うようなことに類似のことをやつてお
りましたのでありますが、そういうよ
うな形において、決算委員会では

御審議になるというふうな扱いにせら
れたらどうか、こういうことでござい
ます。

○委員長(木内四郎君) 御質問なり御
意見ございせんか。只今議事部長の
説明したような方法によつて処理する
ことにして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないも
のと認めます。

○参事(寺光忠君) もう一件お諮りい
たしたいと思ひます。この前の本委員
会で自轉車競技に関する法案を文化委
員会に付託するように御決定になりま
したのでございしますが、文化の委員会
で非常に他に議案が輻湊しておるとい
う關係と、文化委員会に必ずしも適當
ではないという見解とで、商業委員会
の方の委員長と御相談になりました結
果、商業委員長の方でも、自分の方で
審議してよろしいといふことであつた
そうでございます。従いまして文化委
員会に付託することの御決定になり、
そのようにいたしました議案でござい
ますけれども、改めて商業委員会の方
へ付託替えをするようにならうにお計ら
い願ひたいと、かように思つておりま
す。

○委員長(木内四郎君) 速記を止めて。
〔速記中止〕

○委員長(木内四郎君) 速記を始め
て。それでは自轉車競技法案を、商業
委員会に付託することに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないも
のと認めます。

○参事(寺光忠君) もう一件お諮りい
たします。昨日議員の濱田寅藏さん
が、社会革新党、衆議院にございます
佐竹さんの社会革新党でございます
ね、社会革新党に入社した。そうして
濱田氏を参議院の社会革新党の代表と
いうことにするのだという届出が参り
したのでございします。それで本院
といたしまして、社会革新党といふも
のの控室といふか、事務手続とし
ては單に控室の變更という形式をとる
のでございしますが、控室といふものを
認めるということを一應運営委員会
で御決定願ひたいと思ひます。

○委員長(木内四郎君) 速記を止め
て。

〔速記中止〕

○参事(木内四郎君) 速記を始め
て。それでは只今議事部長からお
話のありました社会革新党につきまし
ては、これは三階の内閣室を控室とし
て、他の諸派及び無所属と一緒にして
頂くことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないも
のと認めます。

これより政治資金規正法案を議題と
いたします。本案は先に本委員会に付
託されました。政院及び選挙に關する
小委員会において審議して参つたので
ありますけれども、小委員会におき
まして結論を得るに至りましたので、
只今小委員長の報告を伺うことにして

はどうかと思ひますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと
認めます。それでは藤井小委員長に御
報告をお願いいたしますことにいたしま
す。

○藤井新一君 政治資金規正法案に
關する小委員会におきます審査の結
過並びにその結果について簡単に御報
告申し上げます。先に衆議院におきまし
て政院並びに選挙に關する政治腐敗防
止法案の立案を開始いたしましたのに
相呼應いたしました。本委員会におき
ましても衆議院と連絡して同法案を研
究するために、去る二月三日十一
名の委員より成る小委員会を設けること
に決定いたしました。同月の六日に小
委員長互選の結果、不肖私が御推薦に
與つたのであります。それ以來、或いは
小委員会、或いは打合せ、或いは懇談会
の形式を以て毎回熱心に審査を続けま
して、その間、同時に衆議院小委員長長野
君その他の出席を得まして、衆議院に
おいての起草状況、或いは提案者側の
諸般の説明を聞きまして、時に又各会
派における研究結果を持ち寄りまして
意見の交換をいたしました。慎重審
議、討議をいたすこと前後五回に達し
ました。四月三十日に至つて衆議院に
おきましては漸く政治資金規正法案な
る題名を以て本会議を通過成立いたし
まして、同日本院に提出いたす運びに
相成りまして、議長は即日これを本委
員会に付託いたしましたのでございします。

かくて本小委員会におきましてよい
よ、本格的審査に入つた次第でござ
います。先ず五月五日衆議院政院法
及び選挙法に關する特別委員長淺沼
次郎君より、提案の理由、法案の内容及
び衆議院における審査の経過について
説明を受けました。去る六月八日に至
るまで回を重ねること與に十一回、そ
の間五月六日には小委員会の名称を政
院及び選挙に關する小委員会と改名い
たし、又同月の二十四日には学界、実
業界、及び労働組合関係より各々二名
の關係者を証人として出して出頭を
求め、各界の隔意なき意見を聴取いた
しましたが、これらは議院運営委員会
といたしまして各皆様のすので御承
知の通りだと考えます。

以上のようにして毎回極めて熱心に
種々意見の交換をいたしました結果、
最後に去る十一日に全体を通じて第十
一回目の小委員会において討論に入りま
したところ、無所属懇談会の佐々木委
員は後から申上げるような修正案を御
提出になりましたが、採決の結果これ
は賛成者少数で否決と相成りました。
繞いて緑風会の竹下委員より後程述べ
ますような修正案が御提出になりました
た。その理由、内容については後程竹
下委員より御説明がありまますが、こ
の修正案は採決の結果、多数を以て可
決せられ、更にこの修正以外の部分
は、全部衆議院提出原案の通り可決い
たすべきものと決定いたしましたので
あります。以上簡単に小委員会の
結果を御報告いたします。

○委員長(木内四郎君) 尚小委員の方で御発言がありましたら……竹下委員。

○竹下重次君 御指名によりまして政治資金規正法の修正條項及びその修正の理由につきまして説明申し上げたいと思ひます。

先ず修正の條項につきまして申し上げます。

政治資金規正法案の修正案

題名を次のように改める。

政治資金規正公開法

この法案中「政党」を「政治団体」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 この法律において政治団体とは、政党その他の団体で、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とするものをいう。

この法律において協会その他の団体とは、政治団体以外の団体で、政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対するものをいう。

第六條第一項本文中「第三條に規定する目的を有するに至つた日」を「第三條の規定に該当するに至つた日」に改め、同項第一号、第二号及び第三号中「第三條に規定する目的を有する」を「第三條に規定する政治活動をする」に改める。

第八條中但書を削る。

第十二條第一項中「毎年四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日」を「毎年六月三十日及び十二月三十一日」に改める理由を申し上げます。この法

案におきましては、政治資金の規正と云ふことのみならず、これと相並んでその公開と云ふことをその主眼としておるのであります。故に、題名と内容とを一致せしむるために、公開と云ふ文字を加えて、政治資金規正公開法に改めんとするものであります。

第二に、この法案中、政党を政治団体に改める理由を申し上げます。原案では、第三條第一項において、政党の定義を下しているものでありますが、その内容をみると、社会通念による政党の意義よりも遙かに廣く、むしろ一般に政治団体又は政治結社と呼ばれておるものの定義として適切なように思われますので、名称と定義の内容とを一致させるため、第三條第一項を初めとし、この法案中、政党とあるのを政治団体と改めんとするものであります。

第三に、第三條第二項修正の理由を申し上げます。第三條第二項において政治団体以外の団体の定義を下しているものでありますが、一應読み上げさせていただきますと、「この法律において協会の他の団体とは、政党以外の団体で、政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するものをいう」と規定してあります。今読み上げたように、その末尾に「目的を有するもの」と規定してあります。その意義が甚だ不明確なものであります。提案者の説明によりますれば、労働組合、経済団体等においても、客観的に政治目的を有するに至つたときには、これに包含される趣旨であるといふのであります。目的を有するもの」と

規定しますれば、例えば経済団体又は労働組合等が政治活動をする場合において、それは団体の目的を達成するためにする手段に過ぎないので、目的ではないから、本法の適用を受けざるものであると解釈されるのが普通であります。そこで第二項中「目的を有する」という字句を削除して、かような疑義の起るのを防ぐこととし、一面又第五十二條に修正を加えて、全國選舉管理委員会に対し、この法律の規定の適用上必要な認定をなす権限を與えて、法の適正なる実施を期せんとするものであります。尚これに伴い第六條及び第七條は字句の修正を加えんとするものであります。

第四に、第八條但書削除の理由を申し上げます。第八條但書は不必要であります。のみならず、この但書があるために、却つて疑義を生ずる憂があるもので、これを削除したらと思うのであります。

第五に、政治団体の財産報告規定の追加について申し上げます。政治団体の趣旨を明かにすると共に、定期に財産の現況を明らかにして置くことが、この法律の目的を達するの必要と認めらるるのであります。が、原案に規定してありませんので、第十二條及び第十七條に必要な規定を追加することとし、尚財産の定期報告を年二回とすると共に会計報告についても、原案が年三回とあるのを、年二回に改め、両者歩調を合せたいと思ふのであります。

第六に、第五十二條の修正理由は第三條の修正理由と一緒に申し上げた通りであります。以上で私の説明を終ります。

○委員長(木内四郎君) 小委員長の報告及び竹下委員から補足されましたが、これについて何か御質問がありましたら……

○塚本重蔵君 先程藤井小委員長の報告がありましたが、尚この外に、無所屬懇談会の佐々木委員から修正案が出たが、それは後程述べると言つて述べられないのであります。この機会に、それをお述べになつたら如何ですか。

○委員長(木内四郎君) 後刻討論の際述べられることに……。実は委員外の議員の中西君から発言を求められておるものであります。が、討論の段階に入りますという、委員外の議員は、発言を認めることができませぬので、若し発言を認めて頂くならば、この段階において発言を認めて頂くたいと思ふのであります。が、中西君の発言を認めることに御異議ありませんか。

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。中西君。

○委員外議員(中西功君) 突は私達の当委員をしております。板野君が、病氣で倒れておりますので、代りまして、ここで、ちよつとこの法案について、今まで共產党がどう考へておつたかというところを簡単にここで表明したいと思ひます。突は、この政治資金規正法案につきましては、こういうふうな形で政党を規正することに對しましては、私達は賛成できないという態度であります。このことによつて、實際に我々の一般の政治活動が非常に制約を受けるというところは、憲法に明示されたいろ／＼の諸權利を、という結果になりますので、できますれば、こういうものができないことが極めて好ましい

規定しますれば、例えば経済団体又は労働組合等が政治活動をする場合において、それは団体の目的を達成するためにする手段に過ぎないので、目的ではないから、本法の適用を受けざるものであると解釈されるのが普通であります。そこで第二項中「目的を有する」という字句を削除して、かような疑義の起るのを防ぐこととし、一面又第五十二條に修正を加えて、全國選舉管理委員会に対し、この法律の規定の適用上必要な認定をなす権限を與えて、法の適正なる実施を期せんとするものであります。尚これに伴い第六條及び第七條は字句の修正を加えんとするものであります。

第四に、第八條但書削除の理由を申し上げます。第八條但書は不必要であります。のみならず、この但書があるために、却つて疑義を生ずる憂があるもので、これを削除したらと思うのであります。

第五に、政治団体の財産報告規定の追加について申し上げます。政治団体の趣旨を明かにすると共に、定期に財産の現況を明らかにして置くことが、この法律の目的を達するの必要と認めらるるのであります。が、原案に規定してありませんので、第十二條及び第十七條に必要な規定を追加することとし、尚財産の定期報告を年二回とすると共に会計報告についても、原案が年三回とあるのを、年二回に改め、両者歩調を合せたいと思ふのであります。

第六に、第五十二條の修正理由は第三條の修正理由と一緒に申し上げた通りであります。以上で私の説明を終ります。

○委員長(木内四郎君) 小委員長の報告及び竹下委員から補足されましたが、これについて何か御質問がありましたら……

○塚本重蔵君 先程藤井小委員長の報告がありましたが、尚この外に、無所屬懇談会の佐々木委員から修正案が出たが、それは後程述べると言つて述べられないのであります。この機会に、それをお述べになつたら如何ですか。

○委員長(木内四郎君) 後刻討論の際述べられることに……。実は委員外の議員の中西君から発言を求められておるものであります。が、討論の段階に入りますという、委員外の議員は、発言を認めることができませぬので、若し発言を認めて頂くならば、この段階において発言を認めて頂くたいと思ふのであります。が、中西君の発言を認めることに御異議ありませんか。

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。中西君。

○委員外議員(中西功君) 突は私達の当委員をしております。板野君が、病氣で倒れておりますので、代りまして、ここで、ちよつとこの法案について、今まで共產党がどう考へておつたかというところを簡単にここで表明したいと思ひます。突は、この政治資金規正法案につきましては、こういうふうな形で政党を規正することに對しましては、私達は賛成できないという態度であります。このことによつて、實際に我々の一般の政治活動が非常に制約を受けるというところは、憲法に明示されたいろ／＼の諸權利を、という結果になりますので、できますれば、こういうものができないことが極めて好ましい

規定しますれば、例えば経済団体又は労働組合等が政治活動をする場合において、それは団体の目的を達成するためにする手段に過ぎないので、目的ではないから、本法の適用を受けざるものであると解釈されるのが普通であります。そこで第二項中「目的を有する」という字句を削除して、かような疑義の起るのを防ぐこととし、一面又第五十二條に修正を加えて、全國選舉管理委員会に対し、この法律の規定の適用上必要な認定をなす権限を與えて、法の適正なる実施を期せんとするものであります。尚これに伴い第六條及び第七條は字句の修正を加えんとするものであります。

第四に、第八條但書削除の理由を申し上げます。第八條但書は不必要であります。のみならず、この但書があるために、却つて疑義を生ずる憂があるもので、これを削除したらと思うのであります。

第五に、政治団体の財産報告規定の追加について申し上げます。政治団体の趣旨を明かにすると共に、定期に財産の現況を明らかにして置くことが、この法律の目的を達するの必要と認めらるるのであります。が、原案に規定してありませんので、第十二條及び第十七條に必要な規定を追加することとし、尚財産の定期報告を年二回とすると共に会計報告についても、原案が年三回とあるのを、年二回に改め、両者歩調を合せたいと思ふのであります。

第六に、第五十二條の修正理由は第三條の修正理由と一緒に申し上げた通りであります。以上で私の説明を終ります。

○委員長(木内四郎君) 小委員長の報告及び竹下委員から補足されましたが、これについて何か御質問がありましたら……

○塚本重蔵君 先程藤井小委員長の報告がありましたが、尚この外に、無所屬懇談会の佐々木委員から修正案が出たが、それは後程述べると言つて述べられないのであります。この機会に、それをお述べになつたら如何ですか。

○委員長(木内四郎君) 後刻討論の際述べられることに……。実は委員外の議員の中西君から発言を求められておるものであります。が、討論の段階に入りますという、委員外の議員は、発言を認めることができませぬので、若し発言を認めて頂くならば、この段階において発言を認めて頂くたいと思ふのであります。が、中西君の発言を認めることに御異議ありませんか。

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。中西君。

○委員外議員(中西功君) 突は私達の当委員をしております。板野君が、病氣で倒れておりますので、代りまして、ここで、ちよつとこの法案について、今まで共產党がどう考へておつたかというところを簡単にここで表明したいと思ひます。突は、この政治資金規正法案につきましては、こういうふうな形で政党を規正することに對しましては、私達は賛成できないという態度であります。このことによつて、實際に我々の一般の政治活動が非常に制約を受けるというところは、憲法に明示されたいろ／＼の諸權利を、という結果になりますので、できますれば、こういうものができないことが極めて好ましい

規定しますれば、例えば経済団体又は労働組合等が政治活動をする場合において、それは団体の目的を達成するためにする手段に過ぎないので、目的ではないから、本法の適用を受けざるものであると解釈されるのが普通であります。そこで第二項中「目的を有する」という字句を削除して、かような疑義の起るのを防ぐこととし、一面又第五十二條に修正を加えて、全國選舉管理委員会に対し、この法律の規定の適用上必要な認定をなす権限を與えて、法の適正なる実施を期せんとするものであります。尚これに伴い第六條及び第七條は字句の修正を加えんとするものであります。

第四に、第八條但書削除の理由を申し上げます。第八條但書は不必要であります。のみならず、この但書があるために、却つて疑義を生ずる憂があるもので、これを削除したらと思うのであります。

第五に、政治団体の財産報告規定の追加について申し上げます。政治団体の趣旨を明かにすると共に、定期に財産の現況を明らかにして置くことが、この法律の目的を達するの必要と認めらるるのであります。が、原案に規定してありませんので、第十二條及び第十七條に必要な規定を追加することとし、尚財産の定期報告を年二回とすると共に会計報告についても、原案が年三回とあるのを、年二回に改め、両者歩調を合せたいと思ふのであります。

第六に、第五十二條の修正理由は第三條の修正理由と一緒に申し上げた通りであります。以上で私の説明を終ります。

なりますので、できますれば、こういうものができないことが極めて好まし

されるという危険性を持つわけで、その意味におきましては、この第二項の内容は殆んど全権委任立法的な性格を保持して来るわけでありませう。それが最

は飽くまでも第一項を活かして、それの欠を補うという意味を実質的に持つておるだけでありますから、これが非常に廣く解釈され得る可能性を持つ場合には、むしろ逆にあらゆる経済團體或いは労働組合その他の協会や團體の行動を、別の意味でこの法律から行動を阻害するといふことが感ぜられるわけであります。そういう意味におきまして、この第二項は飽くまでも第一項の附屬的な建前から、嚴格な解釈が必要である。嚴格な解釈がなされるよ

いうふうに考へるわけであります。特にここに断つて置きますが、政党以外の團體でありまして、例えば労働組合同とか、経済團體でありまして、これが政党に対して何らかの寄附行為なり、何かした場合に、つまり政党を通じて、政治上の主義若しくは施策を示云する行動をした場合には、寄附その他の制限によりまして、当然にこれに規正を受ける筈であつて、三條の二項がなくても当然に規正を受けるのであります。従つて経済團體が多額の寄附

うような場合は、当然に第一項によつて規律されますから、第二項を嚴格に解釈され得るような法律に改めても、その面から政党の政治資金の不明瞭さを助長するということにはならないのであります。それは第二項の有無にかかわらず同じことになるということを

一つ念のために申上げて置きたいと思
います。今のように第一の理由は飽く
までも第二項が実質的な意味におきま
して、政壇、協会その他の團體の範圍
を越けない、成るべく越けないという
ことが法の建前から、法の目的から
も、そうして現在の經濟的な状態から
も必要であるという理由であります。
第二番目には、飽くまでも、その意味
における立法技術上の建前からであり

げたものであり、又先程の修正案の場合も同じようでありますけれども、ひとつと捉けた場合には、結局どつちも取縮することができないという結果になることを私は慮れるものであります、最も適切に選挙に關するものを、最も嚴格に取縮するという点を重点としまして、そうして先程申上げましたような修正をすることが適當だと考えるわけであります。

まして、先程の竹下委員からの修正案によつて、少し字句が修正されて、第二項の場合には「目的を有する」という字が削除されましたけれども、これは読み方によりまして「目的を有する」というのを削ろうが、食つ附いておろうが、読み方によつては決してそれですつきりしたのではないと考えるのであります。尙、共產党の中西議員も、この今の修正が非常に何だか協会その他の團体の範圍を狭くするような恰好になり、非常に優秀な修正であるかのごとく今意見を述べられましたけれども、私は決してそのようには考えられないわけでありまして、法律技術上から見た場合には「目的」と「有する」とい

尙附加えて置きますが、三條の問題に關しましては、先程経過報告のときに述べられました五月二十四日におきます証人の発言によりまして、六人見えておられました。各証人ともこの三條は成るべく狭く解釈することが必要であり、そうして、でき得ればそれが他の團體の目的、或いは協會の目的の行動を阻害しないようにすることが飽くまでも必要であるというふうなことが述べられまして、殆んど私の修正しようとする意圖と合致しておるものであり、そうしてこの原文、及び先程の竹下委員からの修正案は、証人の説明を殆んど考慮できないものである。と、うなことを述べたのであります。

百円の制限附で届出ることになつておるわけでありまして、この九條の記載義務と、それから十二條の届出義務とは金額の上でも相当の開きがあることであつて、實際の運用に当りましては、恐らく届出でも必要のないものについて、は適當に帳簿はどのようにでも書けるということになるじやないか、初めから何か説法できるようなことが出て來ておるような意味におきまして、少しおかしいじやないか。これは形式的な意味からであります。然るに實質的な意味からいいますと、この九條によつて、金額に拘わらず、住所、氏名、職業と云ふのを記載して寄附と受けるしなければならぬ、

な嚴格な取締をやつて、労働組合を他團體の今のような行動を實質的に阻害させる必要はない、阻害させることはよろしくないというように考えたけでありまして、十二條との法律技術的な関連から、それから労働組合その他の資金募集というような實質的な味からと、両方から考えましても、少くとも百円程度のものは除外して記述するようにした方が、より適切である、こういうふうに考えたわけである。十條の修正は九條の今の修正従つて條文を書き変えるというだけでありまして、實質的な内容を持つていないのであります。以上であります。

とに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないのと認めます。これより採決に入ります。先ず佐々木委員から提出されました修正案全部を議題といたします。佐々木委員の修正案全部に御賛成の御举手を願います。

〔挙手者少数〕

○委員長(木内四郎君) 少数と認めます。よつて佐々木委員提出の修正案否決されました。

次に小委員長報告の修正案を議題いたします。小委員長報告通り原案修正することに賛成の方の御举手を

100

うのがあろうとなかろうと、実質上においては同じことになる。こういうふうに考へるわけでありませう。立法上の建前からしましても、これは非常に原文もそれから先程出された修正案もむしろ明瞭さを欠くのであります。そのような二点から実質上の理由と、法律技術上の理由と両方から考へまして、この第二項は飽くまでも協会のその他の団体の取締の範囲を選挙に関する項に限定するのが、一番法律適用を明確にし、同時に実質的な取締もできる。現在のようにこういうばつと拉

えて置きたいと思ひます。それから九條、十條の問題でありますが、これは寄附の問題であります。寄附につきましてはいろいろ論議されたのでありますが、この点に関する寄附は余り論議されなかつたので、これは或いは見落しじやないかとさえ考えるのであります。と申上げますのは、九條のこの趣旨は、これは会計帳簿の記載義務であります。会計帳簿の記載義務が九條に載つておるのでありますして、これが一錢一厘であらうとも、全部記載しなければならぬ。特に二号を御覧になつて

なりますと、例えば労働組合の場合におきましても、一つの資金闘争というようなものがあります場合には、当然に今街頭募金なり、或いは或る大会などの他の席上における、いわゆる資金カンプというようなものが行われておるわけでありますが、これは非常に少額の金額を人数がおるがためにさつと集めるというようなことでありまして、その場合におきましても、一人々々住所、氏名、職業というようなものを記載しなければならぬということになりますと、實際上そのような募金、街

九條の寄附の問題、この二つにつきま
して、外にもいろいろ問題があるか
と思いますが、この二点の修正案を提
するわけであります、皆さんの御正
解を得たいと考えております。

○委員長（木内四郎君） ちよつと速
を止めて。

（速記中止）

○委員長（木内四郎君） 速記を始
て。他に御意見ありますか。

○黒川武雄君 私は藤井小委員長の
明されました小委員会案に賛成する
のでございます。この法案ができま

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認め
す。よつて小委員長報告の修正案は
決されました。

次に修正部分を除きました原案全
に賛成の方の御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認め
す。よつて本法案は小委員長報告通
修正議決されました。

尚、本院規則第百四條によりまし
本会議における委員長の口頭報告の

100

を明確にし、同時に実質的な取締もできる。現在のようにこういうぼつと披
 錢一厘であらうとも、全部記載しな
 ればならない。特に二号を御覽にな
 載しなければならぬということにな
 りますと、實際上そのような募金、街
 明されました小委員会案に賛成するも
 のでございませう。この法案ができまし
 向、本院規則第四四條によりまして
 本会議における委員長の日頭報告の内

容について予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長におきまして本法案の内容及び委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告いたすこととして、御承諾願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○委員長（木内四郎君） 御異議ないと認めます。

それから更に本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになっております。小委員長の報告を可とされた方は順次御署名願います。

〔多数意見者署名〕
 ○委員長（木内四郎君） 他に御発言ありませんか。他に御発言もなければ、これを以て散会いたします。

午前十一時二十六分散会
 出席者は左の通り。

- | | |
|----|--------|
| 理事 | 木内 四郎君 |
| 委員 | 坂本 重蔵君 |
| | 松本治一郎君 |
| | 黒川 武雄君 |
| | 左藤 義詮君 |
| | 大隈 信幸君 |
| | 門屋 盛一君 |
| | 梅原 眞隆君 |
| | 木下 辰雄君 |
| | 佐佐 弘雄君 |
| | 鈴木 憲一君 |
| | 徳川 宗敏君 |

委員外議員
 岩間 正雄君
 佐々木良作君
 中西 功君

事務局側
 事務局長 小林 次郎君
 参事（事務次長） 近藤 英明君
 参事（法制部長） 川上 和吉君
 参事（議事部長） 寺光 忠君
 参事（委員部長） 河野 義克君

六月十二日本委員会に左の事件を付託された。
 一、政治資金規正法案に関する陳情（第四百五十三号）
 一、両議院の水産委員会存続に関する陳情（第四百六十九号）
 一、選挙人名簿関係法令の改正に関する陳情（第四百八十号）

第四百五十三号昭和二十三年六月二日受理
 政治資金規正法案に関する陳情
 新潟市東中通新湯縣教職員組合本部内 樋口三代基

政治資金規正法案の内容は直接的対象を政治結社にのみでなく、一般大衆團體をふくめている点において、労働運動、民主的大衆運動に制約を加えるものであるから、本法案の内容を陳情書記載の各項について修正されたいとの陳情。

第四百六十九号昭和二十三年六月三日受理
 両議院の水産委員会存続に関する陳情
 大分市大字生石一ノ六、大分縣水産業会長 今津繁蔵
 この陳情の趣旨は、第三百九十八号と同じである。

第四百八十号昭和二十三年六月五日受理
 選挙人名簿関係法令の改正に関する陳情
 東京都港区芝西久保巴町三五全
 國町村会内全國町村長会長 生田和平

衆議院議員選挙人名簿確定後、名簿登録の有権者が婚姻轉出のため、住所を変更した場合、その度に選挙管理委員会において整理することになってい
 るが選挙期日直前になると事実上処理困難となり後日の紛争の原因となつて
 いるから選挙期日直前一定期間における移動轉出者に対する適当な法的措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十三年七月二日印刷

昭和二十三年七月三日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局